

再意見書

平成 19 年 9 月 14 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びーびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の再意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
東日本電信 電話株式会 社 (以下、「NTT 東日本」)	<p>【総論】 P.1</p> <p>情報通信市場は、IP化の進展により、音声・データ、ベストエフォート・ギャランティ等の多種多様なサービスが提供されており、通信／放送等の連携による新サービスの登場、さらには、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、技術・市場環境は、指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を設定した当時に比べ大きく変わってきています。</p> <p>こうした技術・市場環境の変化の激しい中で、当社は、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔軟に提供し、我が国経済社会の活性化・発展に貢献していくことが期待されていると認識しております。</p>	<p>【総論】</p> <p>電気通信市場は PSTN 中心の時代から IP 中心の時代に移行しようとする中、重大な岐路に立っているところです。特に、昨今の NTT グループの動きをみると、アクセス回線におけるメタルから光への移行を機に、これまで公正競争促進のために講じられた各種規制の大幅な緩和を意図しているように見受けられます。</p> <p>NTT東西は、「各事業者が多様な技術を取り入れつつブロードバンドネットワークを構築して特色あるサービスを提供していく『設備競争』の促進に重点を置くとともに、各事業者の事業活動に事前規制を課すことなく、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ね、問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすることが望ましいと考えます」と述べています。これは NGN を指すと考えられますが、地域 IP 網と GE-PON の光ファイバのスプリットに係る 8 分岐単位の貸し出し及び狭い光配線区画による競争阻害性とボトルネック性により、接続事業者は事実上市場退出した状態です。既存のユーザをマイグレーションして構築していくと考えられる NGN と G-PON においても同様に 8 分岐単位の貸し出し問題と同等の競争阻害性を発生することは明確で</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>このように技術面・サービス面で発展途上にあるブロードバンド・ユビキタス市場における競争ルールの運用原則としては、各事業者が多様な技術を取り入れつつブロードバンドネットワークを構築して特色あるサービスを提供していく「設備競争」の促進に重点を置くとともに、各事業者の事業活動に事前規制を課すことなく、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ね、問題が生じた際に事後的に対応を行うアプローチとすることが望ましいと考えます。</p> <p>したがって、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件等のルールやその運用については、緩和・撤廃の方向で抜本的に見直していただきたいと考えます。</p>	<p>あり、接続事業者は、同等な競争力のあるサービスを提供できる構図とはなっておらず、同じスタートラインに立っているとは言えません。</p> <p>我が国の通信業界の歴史を遡っても、競争が市場を発展させてきたことは明らかであり、今後も引き続き競争を促進するという観点が重要です。競争の促進のためには、指定電気通信設備制度や公正競争要件等のルールの緩和撤廃は認められず、前述のような問題点を是正し、社会厚生を増大させるためにも、指定電気通信設備制度を堅持しつつ、8分岐単位の貸し出し等により発生する競争阻害要因等を、さらなる公正な競争ルールの整備並びに指定電気通信設備制度の適用により超克していかなければならないと考えます。</p>
<p>西日本電信電話株式会社 (以下、「NTT西日本」)</p>	<p>P.1</p> <p>情報通信市場においては、IP化の進展により、県内/県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスが続々と提供されるとともに、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展しています。NTTグループ以外の他事業者は、現に一社で固定・携帯事業を提供しており、更には固定・携帯サービスを同一のネットワークに載せる計画を公表する等、更なる融合化を進めようとしています。このように、情報通信市場を取り巻く環境は、指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時と比べると大きく変わっています。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>指定電気通信設備制度が導入されたり、NTTグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時は、新規参入事業者が当社と同等のメタル回線やPSTN網を自ら構築し、市場に参入することは実質的に不可能であったため、当社の設備を開放し、接続条件を整備することが、競争を促進するための唯一の方法でしたが、光ブロードバンドサービスやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等がこれから本格的に展開されようとしているIPブロードバンド時代においては、それらサービスにふさわしいインフラ整備、技術開発の面で、既存事業者も新規参入事業者も同じスタートラインに立ち、今後のIPブロードバンド市場の発展は各事業者の創意工夫や努力如何にかかっているところです。</p> <p>このような環境下において、なお、従来の競争政策(ボトルネック設備を指定し、その設備を公定料金で内外無差別に貸し出しさせる仕組み)を継続した場合、自ら努力して設備を造るよりも、他人が努力して造った設備を借りた方が有利となることから、本来行われるべき「設備競争」は進展せず、特定の事業者の設備独占の上にサービス競争のみが展開される構造を変化させることはできません。</p> <p>これから本格的にIPブロードバンドサービスが展開されようとしている時期であるからこそ、ここは従来の発想を転換して、21世紀のIPブロードバンド時代にふさわしい競争政策(あえて事態の推移を先回りした想定や懸念に基づく事前規制をかけず、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとし</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策)に思い切って舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、ICT産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。</p> <p>したがって、競争セーフガード制度の運用にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備していただきたいと考えます。</p>	
NTT 東日本	<p>1-(1)-ア 指定要件に関する検証 【加入者光ファイバの非指定設備化】 P.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっております。 ・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性は 	<p>【NTT 意見における弊社の懸念事項】</p> <p>CATVの契約者数は2875万世帯のうち、CATVインターネットを利用しているのは約360万世帯です。CATVサービスは、主に同軸ケーブル(DOCSIS 2.0、DOCSIS 3.0)にて提供がなされているため、光ファイバでCATVを利用している利用者のごくわずかです。</p> <p>また、光ファイバについては、8分岐単位貸し出しの影響で競争が事実上進展していません。</p> <p>NTT 東日本は、「したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>なく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なります。</p> <p>電力系事業者は、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有することもあり、相当量の設備を保有していること。</p> <p>CATV事業者等は電柱・管路等を保有していないが、通信・放送の融合・連携の潮流の下で当社や電力会社の電柱・管路を利用して自前でアクセス設備を構築し、契約数を過去6年間で1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末の再送信を含む値。)に増加させていること。</p> <p>電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者に対する「参入機会の均等性」は確保されてきていること。</p> <p>ブロードバンドアクセスという意味では、DSL、CATV、広帯域無線等、多様なアクセス手段が存在すること。</p> <p>その結果、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展していること。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設</p>	<p>制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます」と述べていますが、NTT 東西はこの要望を通じ、電力事業者の FTTH シェアが 50%を超えている滋賀県等において、加入者光ファイバが別に市場画定され、指定電気通信設備から外されることを意図しているものと考えます。これについて弊社といたしましては、仮に滋賀県等特定の県のみアクセスダークが借りられないことになった場合、全国一貫した光サービスの提供可能性がなくなるため、事実上、光サービスにおける全国一元的な事業展開の道が閉ざされてしまうと考えます。特に、法人サービス等は提供が困難になるものと懸念いたします。</p> <p>NTT 東日本は、加えて、「さらに、現在の50%超基準についても50%超が以下かで規制が大幅に異なることの問題を解消するため、ブロードバンド回線については、既に設備競争も進展していることを勘案し、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対して同等に取り扱うこと等も検討していただきたいと考えます。」と述べていますが、全国規模で競争が進展しているものではありません。</p> <p>【加入者光ファイバの指定継続について】</p> <p>NTT 東西は、加入電話設備の一環として独占環境下で光ファイバ設備を構築してきたこと、また、民営化後も加入電話提供のために独占的に設置された線路敷設基盤を用いて光ファイバ整備を進めてきたことを考慮すると、NTT 東西の有する光ファイバ設備は、完全に公正な競争環境のもとで構築したものとは言えないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、光ファイバに加えて、通信・放送の連携を踏まえてCATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めることについて検討していただきたいと考えます。 さらに、現在の50%超基準についても50%超か以下かで規制が大幅に異なることの問題を解消するため、ブロードバンド回線については、既に設備競争も進展していることを勘案し、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対して同等に取り扱うこと等も検討していただきたいと考えます。 	<p>このような中、NTT 東西は FTTH 市場においてシェアを伸ばし続けており、結果として平成 19 年 3 月末現在で 69.0%(平成 19 年 6 月 18 日 総務省公表の電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データより)のシェアを有しているという事実からは、決して「設備ベースの競争」が進展しているとは言えません。</p> <p>なお、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたり、CATV 回線や高速無線アクセス等を含めることは、光ファイバと他のアクセス回線間において代替性が存在するかが不明確であり、現時点では不相当であると考えます。</p> <p>以上の要素に加え、FTTH において利用者利便の向上のためにより一層の競争が必要ということを考慮すると、加入者光ファイバを指定電気通信設備の対象から除外する理由はなく、指定を継続することが適当であると考えます。</p>
NTT 西日本	<p>1-(1)-ア 指定要件に関する検証</p> <p>P.2</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタル回線と光ファイバ回線の区別がない)の 50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイント 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>の開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有することあっても、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末値。再送信のみを含む)に増加させています。 ・ したがって、端末系伝送路設備については、 <ul style="list-style-type: none"> 既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新た 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>な技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直していただきたいと考えます。</p> <p>現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直していただきたいと考えます。</p>	
NTT 東日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証 【地域 IP 網等の非指定設備化】 P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の指定電気通信設備規制の下では、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合に、これと一体として設置される設備(例:当社が新たに導入するルータ等の設備を含む)は、ボトルネック性の有無について十分な検証がされないままに「不可欠性」を有する蓋然性があるという理由で、原則全て指定電気通信設備の対象とされております。 ・ しかしながら、指定電気通信設備規制はNTT東西の財産権を制限する面を有するものであり、ネットワークのオープン化・アンバンドル化、線路敷設基盤のオープン化により「機会の均等性」が確保されてきている現状を踏まえて、その対象設備は規制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限の設備に限定するべきであると考えます。具体的には、 	<p>【指定継続及びネガティブリスト方式の継続について】</p> <p>我が国においてブロードバンドが進展したのは、ADSL 市場の徹底的な設備開放施策等、事業者間の接続ルールの整備に基づく競争環境整備がなされたことによるものです。利用者利便の向上に最も資するのは事業者間の競争を促進することであり、そのためにもボトルネック性に着目した現行の指定電気通信設備制度は不可欠であると考えます。</p> <p>指定電気通信設備制度の運用に関して、IP 化の進展等、市場が急激に変化している現状においては、NTT 東西と競争事業者間での情報の非対称性を解消することは容易ではなく、このような状況を考慮すると、ボトルネック性を有するという蓋然性を考慮しネガティブリスト方式により指定の範囲を確定している現行の方式は妥当なものであると考えます。</p> <p>また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法については、NTT 東西の端末系伝送路がメタル・光ファイバを問わず独占的に設置された線路敷設基盤を用いて整備されてきたこ</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>以下の設備について、早急にボトルネック性の有無を再検証し、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【現行の指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 P.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、指定電気通信設備規制は、NTT東西の財産権を制限する面を有するものであるだけでなく、サービス開始前に接続約款の認可手続き等が必要となることで、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れ結果的にお客様利便を著しく損ねる面も有することから、その対象設備は、規制する立場にある行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 <p>しかしながら、現行制度の下においては、DSL装置やひかり電話網を除き、NTT東西のほとんど全ての県内電気通信設備が対象となっております。これは実際の運用(指定告示に基づく指定行為)が、端末系伝送路設備(加入者回線)と一体として設置されるルータ等の設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式によっていることに原因があると考えます。</p>	<p>とを考慮すると、メタル・光ファイバを一体として回線シェアを計るという現行の方式は極めて適切であると考えます。</p> <p>なお、本件に関する根本的な解決は NTT 東西のアクセス部門を構造分離し、インフラを競争事業者が公平な条件で利用可能とすることしかあり得ません。それまでの間、当面の措置として管理部門と利用部門間の実質的機能分離を進めるべく、OSU 共用化の実現等、指定電気通信設備制度をこれまで以上に厳格に運用して頂きたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>したがって、行政当局におかれては、現行の指定告示の規定方法(「指定しない設備を具体的に列挙する方法」)を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにすべきであると考えます。このことは、累次の規制緩和・規制改革論議の中で繰り返し確認されてきた原則であると考えます。</p> <p>また、漠然としたおそれや懸念があることを理由に、「注視すべき機能」といった新たな枠組みを設けるべきではなく、当社がお客様に対して多彩なサービスを迅速かつ柔軟に提供できるようにしていただきたいと考えます。</p>	
NTT 西日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証 P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の指定電気通信設備規制の下では、端末系伝送路設備(加入者回線)が50%以上の使用設備シェアを保有する場合、これと一体として設置される設備(例:当社が新たに導入するルータ等の設備を含む)は、ボトルネック性の有無について十分な検証がされないままボトルネック性を有する蓋然性があるという理由で、原則全て指定電気通信設備とされているため、当社の県内電気通信設備の殆どが同規制の対象となっています(ネガティブリスト方式)。 ・ 指定電気通信設備規制の対象に位置づけられた設備につい 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>て、それを用いたサービスの開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となることや、また、現実的には、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となることは、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となるため、殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合には、今から花開こうとしているブロードバンド市場でのインフラ整備や新規サービス開発を阻害することによって、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、お客様の利便の向上を妨げることになると思います。</p> <p>・ IP化の進展により、電話交換機等の従来の通信設備と比較すると遥かに安価で汎用的なルータ等が利用されるようになり、他事業者のネットワーク構築に必要なコストは大幅に低下し、他事業者のネットワーク構築は急速に容易化してきている環境変化、及びネットワークのオープン化・アンバンドル化、線路敷設基盤のオープン化によって、参入機会の均等性が十分に確保されてきている状況等を踏まえ、当該指定方法を、「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に改めた上で、指定電気通信設備の範囲を、規制当局が個々の設備ごとにボトルネック性を挙証できた必要最小限の設備に限定するよう見直していただきたいと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、以下の設備について、早急にボトルネック性の有無を再検証いただき、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 	
NTT 東日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証 【地域 IP 網の非指定設備化】 P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域 IP 網については、以下の観点からボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 中継ファイバや局舎コロケーションの開放等により、他事業者も同様のネットワークを構築することが可能であり、現に独自の IP ネットワークを構築して当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。 ルータ等の局内装置類は市販品であり、誰でも調達・設置可能なこと。 その結果、地域 IP 網の接続料を設定したものの、NTT 東西間以外に利用実績がないこと。 このようにネットワークはアクセスを明確に分けて構築可能であり、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは地域 IP 網自体のボトルネック性の有無の判断には直接関係がないこと。 また、これまで、ひかり電話網は「当該設備について容易に調達・設置可能であり、それゆえに接続事業者も同様のサービス 	<p>【地域 IP 網の指定継続について】</p> <p>前回提出意見と同様ですが、スライド番号を追加しました。</p> <p>現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが適当であると考えます。</p> <p>特に、現行指定されている NTT 東西の地域 IP 網及び光アクセス回線については、以下に述べるように実質的な代替性がなく、ボトルネック性が存在することから今後も継続して第一種指定電気通信設備とすることが適当と考えます。</p> <p>現状の地域 IP 網は NTT 東西と接続事業者間の競争が進展している状況になく、NTT 東西の地域 IP 網と接続事業者の地域 IP 網には実質的な代替性がないことから、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れることは不適當であると考えます。事業者間の競争を進展させるためには、少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、B フレッツ利用者においても複数の事業者の地域 IP 網を選択し得る環境にある必要があると考えます(添付資料 スライド 1 参照)。</p> <p>このような競争が進展していない現状において、NTT 東西の地域 IP 網が第一種指定電気通信設備から外れた場合、NTT 東西の B フレッツサービスの利用者料金にも影響を及ぼし、利用者利便を低下させることになると考え</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>を提供可能かどうか」により非指定電気通信設備と判断されてきたと認識しておりますが、他方、地域IP網については、他事業者との間の接続ではなく、NTT東西間の接続という1例をもって「接続実績がある」、「次世代ネットワークとの関連性」等ボトルネック性と直接関係ない要素も考慮して非指定化が見送られてきております。</p> <p>しかしながら、接続事業者が1社でも存在すれば指定を解除できないというのは不合理であり、また、次世代ネットワークとの関係が不明確であるということも、規制を継続する理由にはならないと考えます。</p> <p>・ なお、次世代ネットワークは、既存の地域IP網やひかり電話網をさらに品質やサービス面で発展させていくものであり、既存のPSTN網とは別に構築していくものであることから、既存の地域IP網やひかり電話網と同様、ボトルネック性はないと考えます。</p>	<p>ます。具体的には、現在 NTT 東西の地域 IP 網が指定設備とされ接続料の規制が課せられていることにより、NTT 東西の B フレッツサービスに係る利用者料金とそれに係る接続料の適正性を検証するためにスタックテストが実施されることになっています。しかしながら、NTT 東西の地域 IP 網が指定設備から外されると、NTT 東西の地域 IP 網の接続料が非公開となり、スタックテストが実施されないことで利用者料金とその原価となる接続料の適正性の検証が行われなくなり、利用者料金の高止まり等を引き起こすことになりかねないと考えます。</p> <p>このため、現状、地域 IP 網は電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 4 項にある「当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的且つ合理的な発達に不可欠なもの」として、ボトルネック性を有すると考えます。事業者間の競争を進展させ、B フレッツ利用者に対する地域 IP 網の選択機会を与えるという利用者利便を向上させるためにも、光アクセス回線における分岐端末回線単位での接続が必要であり、その実現方法として地域 IP 網での接続も考えられることから NTT 東西の地域 IP 網は継続して第一種指定電気通信設備とされることが必要であると考えます。</p>
NTT 西日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証 P.4</p> <p>・ 以下のとおり、当社の地域IP網にはボトルネック性がないため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアン</p>	<p>また、ISP 事業者にとっても NTT 東西の地域 IP 網との接続が確保されなければ事業展開上、大きな支障が生じるため、この観点からも NTT 東西の地域 IP 網にはボトルネック性が存在すると言えます(添付資料 スライド 2 参照)。</p> <p>このように、前述した NTT 東西の地域 IP 網とあわせて、光アクセス回線及びそれと一体として設置される設備についても引き続き第一種指定電気通</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>バンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要な電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>他事業者は独自のIPネットワークを現に構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。</p> <p>その結果、地域IP網の接続料を設定したものの、NTT東西間接続という一例以外には接続実績がないこと。</p> <p>アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、徹底したオープン化によって遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いかどうかは、地域IP網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>また、当社の地域IP網については、NTT東西間の接続という一例をもって接続実績があるとされた点、当社の次世代ネットワークとの関連性が明確でないとされた点等、ボトルネック性とは直接関係がない種々の要素も考慮されて非指定化が見送られてきたところですが、そもそも1社でも接続事業者が存在すれば指定を解除できないとすることは不合理であり、また、当社の次世代ネットワークとの関係が不明確であるということも規制を継続</p>	<p>信設備とされ、公正競争環境を実現するために十分な開放ルールが整備されることが喫緊の課題であり、早期に光アクセス回線の1分岐単位の貸し出しを実現すべきと考えます(添付資料 スライド3参照)。なお、弊社共は、光アクセス回線の1分岐回線単位の接続とそれを実現するため、地域IP網設備との接続も含めて接続要望をNTT東西に提出しているところです。</p> <p>(添付資料 をあわせて参照願います)</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>する理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当社の次世代ネットワークは、地域IP網やひかり電話網を品質・サービス面で更に発展させていくものであって、既存のPSTN網と別に構築されるものであることから、既存の地域IP網やひかり電話網と同様、ボトルネック性はないと考えます。 	
NTT 東日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証 【メガデータネット等のデータ通信網の非指定設備化】 P.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガデータネット等のデータ通信網に用いるノード装置(スイッチ等)は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現にデータ通信市場では、電力系事業者が、加入者光ファイバを含めネットワークを全て自前で構築してNTT東西に匹敵するイーサ系サービスのユーザを獲得しており、また、電力系以外の事業者も、SW・ルータ等を自ら調達・設置してネットワークを構築し、サービスを提供しております。 <p>その結果、総務省公表の「電気通信事業分野における競争状況評価2006～定点的評価」によれば、メガデータネットやイーサ系サービス等のデータ通信サービス(「新型WANサービス」)のNTT東西シェアは36.4%(06年9月末)に過ぎず、当該市場においては、「単独で市場支配力を行使しうる地位にある事業者は存在しない」と評価されております。</p> <p>したがって、当社のメガデータネットやイーサ系サービス等のデータ通信網にはボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設</p>	<p>【メガデータネット等のデータ通信網の指定継続について】</p> <p>メガデータネット等、法人向けのWANサービス提供においては、単に事業所間を接続するのではなく、その法人の各事業所を面的に接続するケースがほとんどです。このようなサービス形態においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の加入者光ファイバを利用してNTT以外の事業者がデータ系サービスを提供する場合において、NTT局舎に必要な設備を設置する際にコロケーションスペースの不足等からサービス提供が不可能なエリアも存在すること ・ 信頼性向上のために端末回線を異キャリアで構成したいというユーザーニーズがあること ・ 総務省公表の「電気通信事業分野における競争状況評価 2006～定点的評価」P.11によれば、新型WANサービス端末回線数の事業者別シェアにおいて、NTT東西のシェアは36.4%(2006年9月)であるが、2001年よりNTT東西のシェアは毎年増加しており、今後の法人向けWANサービスの進展により需要が都市中心部から都市周辺部へ拡大するにつれて、ますますNTT東西のシェアの拡大が想定されることから、現時点においてNTT東西のメガデータネット等のデータ通信網を指定

意見提出者	該当部分	再意見
	備の対象から除外していただきたいと考えます。	電気通信設備の対象から外すべきでないと考えます。
NTT 西日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証</p> <p>P.6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサ系サービスやメガデータネット等のデータ通信網に用いるノード装置(スイッチ等)は、市場で容易に調達可能であり、現にデータ通信市場では、電力系事業者が、加入者光ファイバを含めてネットワークを全て自前構築し、当社に匹敵するイーサ系サービスのユーザを獲得しており、また、電力系以外の事業者も、局舎コロケーションを利用し、スイッチ等を自ら調達・設置してネットワークを構築し、同様のサービスを提供しています。 ・ したがって、当社のイーサ系サービスやメガデータネット等のデータ通信網にはボトルネック性がないため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 	
NTT 東日本	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証</p> <p>【メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類等の非指定設備化】 P.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアコンバータ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、接続料を設定したものの利用実績は皆無であることから、ボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 	<p>【メディアコンバータ、PON、スプリッタ、局内光ファイバ、POI 盤等の局内装置類の指定継続について】</p> <p>伝送路設備に一体として設置される付随設備：(責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤等、伝送路設備に付随する設備)は、伝送路の円滑な運用及び接続のために一体として切り離すことのできない設備であって、その部分の指定を外すことは、ベニスの商人に見られるように肉は切ってもよいが血は流してはならぬといった優越的な地位の濫用の契機につながるものであり、指定電気通信設備制度を有名無実化することを狙いとするものである恐れがあるため、そのような議論</p>
NTT 西日本	1-(1)-イ 指定の対象に関する検証	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P.5</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアコンバータ等の局内装置類は、市場で容易に調達可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用し、メディアコンバータ等を自ら調達・設置してサービス提供しており、また、当社が当該局内装置類の接続料を設定したものの利用実績は皆無であります。 したがって、当社のメディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類にはボトルネック性がないため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 	<p>自体を慎重に注意して見守る必要があると考えます。</p> <p>電気通信事業法第 33 条において第一種指定電気通信設備の範囲は、加入者回線と一体として設置される電気通信設備の総体と定義されており、メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR等の回線保全設備と一体となった盤等、伝送路設備に付随する設備、局内終端装置、及び接続事業者への接続の同等性を担保するために設置されたIDM-B等は、まさにこの定義に該当するものです。この前提の下に、平成 19 年 3 月 30 日における情報通信審議会の考え方にも示されているとおり、これらのノード装置はネットワークの一部に過ぎず、当該装置の市場における調達可否、及び一部の事業者におけるネットワーク自前構築可否といったことは不可欠性の判断に直結せず、同日付「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申のP.8にもあるとおり、現時点で指定を解除するのは不相当とされているところであり、これら局内装置類については、指定電気通信設備としての指定を継続することが適切であると考えます。</p>
NTT 東日本	<p>【メディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類等の非指定設備化】 P.4</p> <ul style="list-style-type: none"> メディアコンバータ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、接続料を設定したものの利用実績は皆無であることから、ボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【局内光ファイバの非指定設備化】 P.4</p> <ul style="list-style-type: none"> 局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(平成 13 年)から他事業者による自前敷設を可能としており、平成 15 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、現に自前敷設が増加しておりま 	<p>「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(平成 19 年 3 月 30 日 情報通信審議会)の考え方 6</p> <p>(添付資料 をあわせて参照願います)</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>す。</p> <p>例えば、加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバについては、その74%が他事業者による自前敷設となっております(平成18年11月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数265千芯のうち他事業者による自前敷設が196千芯)。</p> <p>また、これまで、「当社の局内光ファイバを利用する場合と自ら局内光ファイバを敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる」ことを理由に非指定化が見送られてきておりますが、他事業者も計画的に所定の手続き、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能であり、規制を継続する理由にはならないと考えます。</p> <p>したがって、当社の局内光ファイバにはボトルネック性はなく、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>【NTT 東西意見について】</p> <p>NTT 東西の主張する、196 千芯の主要な部分は、添付資料 の青色の部分であり、NTT 東西の主張する中間配線盤は、添付資料 の IDM-B の創設のことを指摘していると考えます。</p> <p>添付資料 のとおり、NTT 局舎内において様々な区間・用途で局内光ファイバが用いられていますが、「局内光ファイバ」と言った場合には用途の区別はなく、全ての局内光ファイバが該当します。NTT 東西の主張のとおり一部区間の局内光ファイバの自前構築の推進をもって、局内光ファイバを指定電気通信設備から外した場合には、全ての局内光ファイバが指定電気通信設備から外れることとなり、責任分界点としての盤の在り方、自前ジャンパが必要になる場合、あるいは多大な先行配線により自前ジャンパを減らす等の対処等が必要になる等、接続事業者としては、以下にいくつか事例を挙げるように、NTT 東西との公正競争上、大きな問題が発生すると考えられます。したがって、局内光ファイバを指定電気通信設備から外すべきでないと考えます。</p> <p>なお、仮に局内光ファイバを指定電気通信設備から外す場合には、NTT 局舎内の全てのボトルネックが完全に排除され、それが運用上も問題ないと検証されてから実施すべきと考えます。</p> <p>【局内光ファイバ等が指定から外れることによる懸念事例】</p> <p>(1) 局内光ファイバ及びその付随設備が指定電気通信設備でなかった場合、加入者光ファイバが指定電気通信設備であったとしても、接続事業</p>
NTT 西日本	<p>P.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メディアコンバータ等の局内装置類は、市場で容易に調達可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用し、メディアコンバータ等を自ら調達・設置してサービス提供しており、また、当社が当該局内装置類の接続料を設定したものの利用実績は皆無であります。 ・ したがって、当社のメディアコンバータ、PON、スプリッタ等の局内装置類にはボトルネック性がないため、早急に指定電気通信 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>P.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 局内光ファイバについては、光ファイバの提供開始当初(平成 13 年)から他事業者による自前敷設を可能としており、平成 15 年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放を実施する等環境整備に努めてきた結果、現に自前敷設が増加しております。 ・ 例えば、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その 74%が他事業者による自前敷設となっております(平成 18 年 11 月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数 265 千芯のうち他事業者による自前敷設が 196 千芯)。 ・ また、これまで、「当社ビル内において、当社の局内光ファイバを利用する場合と他事業者が局内光ファイバを自前敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合がある」として、その非指定化が見送られてきたところですが、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行えば、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で局内光ファイバを自前敷設することが可能であることから、当該理由を根拠に、当社の局内光ファイバの指定の解除を見送ることは合理的でないと考えます。 ・ したがって、当社の局内光ファイバにはボトルネック性がないため、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたい 	<p>者は同等な費用条件で接続ができません。</p> <p>加入者光ファイバへ接続する場合、各方面向けの FTM が NTT 東西局内に多数分散して設置されている中、接続事業者は IDM(中間配線盤)相当のものを、自前で設置し、(IDM が指定電気通信設備であり続けるとは限らないため)IDM において自前でジャンパ工事をしなければなりません。</p> <p>IDM から FTM に繋がる光ファイバは先行配線(顧客獲得時の納期短縮のため、あらかじめ一定本数の局内光ファイバを接続(プレワイヤリング)しておくこと)ができません。なぜなら、接続事業者の局内ファイバが FTM で各方面の加入者回線と接続していた場合、それは NTT 東西より借用しているのと同じことになるため、加入者回線を開通させる時点でジャンパ工事を行うしかないためです。その際、FTM は指定電気通信設備の範囲内であるため、当該ジャンパ工事は NTT 東西に対して 2,000 円程度で依頼が可能です。</p> <p>一方、自前設置 IDM ~ 自前設置 OLT 間について先行配線するためには、複数存在する方面ごとの FTM への配線に対応した、実稼動量以上の膨大な設備容量が必要となります。これを避けるためには、都度 NTT ビルに入館し、自前設備の IDM に自分でジャンパ工事を行うことが必要になります。したがって、NTT ビルへの入館手続きと IDM のパッチを行うことができれば、配線が可能です。すなわち、NTT が IDM において 2,000 円で可能なことを行うために、接続事業者は、</p> <p>FTM において 2,000 円でジャンパ工事を行うとともに、どの FTM に</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>と考えます。</p>	<p>どれだけのユーザがつか予測不可であることから、過大な設備容量となることを覚悟で IDM にて先行配線を行う</p> <p>FTM において 2,000 円でジャンパ工事を行うとともに、NTT 東西に入館申請を行い、自前で IDM ジャンパ工事を行う(煩雑でコストのかかる手続きであり、数万円かかる)</p> <p>のいずれかを行う必要が生じます。特に、 の手法をとった場合には、あらかじめ膨大な数の OLT を設置する必要が生じ、NTT 東西が接続料を算定する際に想定する設備稼働率と比べ、はるかに低い稼働率となることを承知の上で自前での設備構築を行う必要があります。</p> <p>また、IDM-A のように、所外ファイバジャンパ盤、スプリッタ盤及び OTDR 盤を兼用した装置が現実に使われているものもあります。この例に見られるように、局内設備は、責任分界点及びスプリッタを含む収容構成等の目的で設置されており、必ずしも接続事業者の接続を意図して設計されていない事例もあります。実際に、指定電気通信設備に接続する局内設備を一体として指定電気通信回線設備として指定する規制のもと、加入者光ファイバ～ルータに至るまで、全ての設備に対して指定がなされている状況を前提として、NTT 東西と接続事業者間の同等性を確保すべく、接続事業者向けに IDM-B が用意されたという経緯があります。このことを考慮すると、局内光ファイバ及びその附帯設備の一部を指定から外すという議論があるならば、そもそも、IDM-B が接続事業者向けに設置されることはなく、自前スプリッタを前提とした接続そのものが成立しないと考えられます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>逆に言えば、接続事業者は自前スプリッタの使用を希望したものの、IDM-Aにおいては、接続事業者の自前スプリッタを接続する接続点が存在しなかったために、接続事業者のジャンパ工事の費用面での同等性を担保するために、IDM-Bを設置したという経緯があります。もし、一連の局内設備が非指定であれば、IDM-Bが設置されることはなく、そもそも、法的フレームワークにおいて、ジャンパ工事の同等性が担保される必然性がないという恐れがありました。</p> <p>(2) 仮にNTT東西の局内光ファイバが指定から外れた場合、当該光ファイバの接続料設定に関する規制も緩和されることとなります。NTT東西は、加入者光ファイバ～局内光ファイバ～地域IP網といったネットワーク構成のもと、Bフレッツ等のサービスを提供していますが、加入者光ファイバと地域IP網において、NTT東西と接続事業者間の競争が進展している状況にないため、局内光ファイバの接続料設定次第で、例えばBフレッツの料金を高止まりさせるといったことが可能になり、利用者利便に反する結果が生じる恐れがあります。</p> <p>(3) Bフレッツサービスの中央部が指定から外れても、局内部分において接続事業者を同等条件で選択できる場合、優越的地位の乱用の懸念がなくなります。その同等条件とは、地域IP網とOLTがユーザ毎に同等条件でNTTの局内光ファイバ役務でつなぎ戻すことが可能な場合です。局内光ファイバの一部を指定から外すということを検討する場合には、非</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>指定とされる箇所において、接続事業者が同等のサービスを提供可能であるという代替性の存在が確認できた場合(例えばある特定の ISP のユーザが当該 ISP に接続するに当たり、マイラインのように自由に同等な条件で NTT 東西の設備を経由するか、接続事業者の設備を経由するかといったように選択可能な状況である場合)のみ認められるべきです。</p> <p>(4) 加入者光ファイバ~ルータに至るまで、全ての設備に対して指定がなされている状況を前提として、NTT 東西と接続事業者間の同等性を確保すべく、接続事業者向けに IDM-B が用意された経緯があります。このことを考慮すると、局内光ファイバ及びその附帯設備の一部を指定から外すという議論はそもそもなじまないものと考えます。</p> <p>(5) 仮に局内光ファイバ及び附帯する設備が指定から外れた場合には、現在 NTT 東西と同等の条件で行われている、加入者光ファイバの OTDR 障害検知機能が引き続き NTT 東西と同等の条件で提供される保証はなく、結果として指定電気通信設備である加入者光ファイバにおいて、NTT 東西と接続事業者間の同等性が保たれなくなる恐れがあります。</p> <p>以上を踏まえると、メディアコンバータ、PON、スプリッタ、責任分界点盤、局内ケーブル、ジャンパ、OTDR 等の回線保全設備と一体となった盤等、伝</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>送路設備に付随する設備及び局内終端装置、並びに接続事業者への接続の同等性を担保するために設置された IDM-B 等については、指定電気通信設備としての指定を継続することが適当であると考えます。</p> <p>(添付資料 をあわせて参照願います)</p>
NTT 東日本	<p>1-(3)-3-1)-イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 1-(3)-3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>【禁止行為規制の遵守】 P.5</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、従来より相互接続や調達活動等において公平・公正かつオープンな取組みを行うなど、事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。したがって、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」による禁止行為規制をこれ以上強化することのないよう運用していただきたいと思います。 	<p>【禁止行為規制の遵守に係る情報公開について】</p> <p>禁止行為規制に関しては、NTT 東西は同規制を遵守していると主張するものの、NTT 東西側で規制の遵守のために講じている措置に係る情報開示が不十分であるため、接続事業者側では実態が確認できません。その一方で、NTT 東西の事業活動については、弊社も含む各社意見書に挙げられているように、禁止行為規制に照らして問題と思われる事例が散見されているところですが、</p> <p>したがって、NTT 東西は、営業上のファイヤーウォール等、規制の遵守のために具体的に講じている措置を明らかにし、適正な事業活動を行っていることを示す必要があると考えます。</p> <p>また、NTT 東西は子会社・関係会社を通じて事業活動を行うことで、この禁止行為規制を回避することが可能であると考えます。禁止行為規制の趣旨を踏まえ、このような子会社・関係会社を通じた行為を明確に禁止し、規制に実効性を持たせることが必要であると考えます。</p>
NTT 西日本	<p>1-(3)-3-1)-イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 1-(3)-3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>P.6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、今後とも法令等については遵守していく考えです。指定電気通信設備制度等に係る禁止行為については、実質的な公正競争阻害性が認められない事業行為にまで適用されることのないよう、引き続き適切に運用していただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、市場支配的事業者同士が連携することをもって、直ちに、公正競争阻害性が増すとすることは適当ではありません。お客様利便の向上の観点からは、競争事業者との同等性が確保される場合にはこうした連携も許容することが必要であり、正当な事業行為を萎縮させないような制度運用が必要であると考えます。 	
NTT 東日本	<p>2-(1) 検証の対象</p> <p>【NTT等に係る公正競争要件の見直し】 P.6</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表するなど、移動体業務の分離時やNTT再編成時から市場環境は一変してきております。 <p>こうした中で、お客様のご要望にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを迅速かつ柔軟に提供していくためにも、当時講じられた措置のうち既にその役割を終えているものにつ</p>	<p>【NTT等に係る公正競争要件の強化について】</p> <p>いまだ強大な市場支配力を有する NTT 東西に対し、自由な事業活動を可能とさせることは、短期的に NTT 東西の利用者利便を向上することはあっても、競争が衰退することで中長期的には利用者利便を損なうことになると考えます。</p> <p>したがって、NTT 等に係る公正競争要件を緩和する必要性は全くなく、むしろ子会社・関係会社等を通じた規制回避を防止する観点から、当該要件を強化する方向で見直すべきであると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>いては、早急に抜本的な見直しを実施していただきたいと考えます。</p>	
NTT 西日本	<p>2-(1) 検証の目的 2-(2) 検証の対象 P.7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドコモ分社やNTT再編成(地域・長距離分離)時に設定された公正競争要件は、当時の競争事業者の事業形態との同等性を確保するために実施されたものですが、現在では、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに載せる計画を公表する等、市場環境は移動体業務の分離時やNTT再編時から一変しています。 ・ このように、NTTグループに係る累次の公正競争要件は時代にそぐわないものとなっており、また、競争事業者のお客様が固定/移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれ、それによって事業者間の競争中立性をも欠くことになるため、当時講じられた措置のうち既にその役割を終えているものについては、早急に見直し(撤廃を含む)を行う必要があると考えます。 	
NTT 東日本	2-(1) 検証の対象	【活用業務制度の厳格な運用について】

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P.6</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用業務認可制度については、お客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。 	<p>現状では NTT 東西の業務範囲規制が有名無実化されていることに加え、NTT 東西の実質的な一体化が進行しており、言わば NTT 法が脱法的に運用されることによって、もともと不十分であった「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離」及び「日本電信電話株式会社の再編成」(以下、「NTT 再編成」という。)の趣旨すら没却されているものと考えます。</p> <p>したがって、NTT の組織問題について機能分離等の抜本的な対処がなされない限り、現行の活用業務認可制度に係る規制については厳格な運用が必要であると考えます。</p>
NTT 西日本	<p>2-(1) 検証の目的 2-(2) 検証の対象</p> <p>P.7</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用業務認可制度については、お客様のより高速で快適、安心・安全、いつでもどこでも何でもつながるというご要望に積極的にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくため、さらには多様な競争の創出による市場の活性化のためにも、これまで以上に迅速かつ柔軟に運用していただきたいと考えます。 	<p>なお、NGN に基づく IP サービスや、FMC サービスが主要サービスとなる IP 時代に向けて公正競争環境を確保するためには、NTT 東西のボトルネック設備(アクセス回線網)の構造分離又は実質的な機能分離といった措置を講じることが必要不可欠です。そのためにも NTT グループに係る規制措置の抜本的な見直し議論の開始時期を可能な限り前倒しし、早急に検討に着手すべきであると考えます。</p>
イー・アクセス株式会社 / イー・モバイル株式会社(以下、「イー・アクセス」)	<p>1-(1)-イ 指定の対象に関する検証</p> <p>P.3</p> <p>(2)OLTの1/8アンバンドル</p> <p>FTTHについては、すでに接続約款上でOLT単位の機能として提供されていますが、屋外スプリットの収容効率が低くなることによって採算性が確保出来なくなるため、他事業者にとって実質的に接続が困難な機能になっていることは、総務省におけるNW中立性の研究</p>	<p>[光アクセス回線の十分な開放について]</p> <p>KDDI 殿意見、イー・アクセス殿の意見ともに、弊社の主張する OSU 共用による NTT 東西シェアドアクセスの1分岐単位接続と目的を同じくするものであり、FTTH 市場における公正競争促進のために有効な選択肢の一つとして検討に値するものであると考えます。</p> <p>前述のとおり、光アクセス回線の十分な開放は喫緊の課題であり、今後、早期実現を推進すべく、本件に係る詳細な議論を直ちに行って頂きたいと考</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>会等においても指摘されているところです。</p> <p>したがって、現行のFTTHサービスに対するNTT東西の網機能のアンバンドルが有効に機能していないと考えます。</p> <p>また、NTT東西は、接続事業者に要望に応じて、屋外スプリッタでの1/8単位でのアンバンドルを実施に向けて検討すべきと考えます。</p>	<p>えます。</p>
<p>KDDI 株式会社（以下、「KDDI」）</p>	<p>1-(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 P.2</p> <p>NGNのアクセス網となるNTT東・西のシェアアクセスについて、1分岐単位（契約者単位）の接続料設定の必要性を検証すべきです。また、配線ブロックのカバー世帯数の適正性についても検証が必要です。</p> <p>わが国のブロードバンド戦略（「u-Japan政策」、「IT新改革戦略」等を踏まえた「次世代ブロードバンド戦略2010」）の政策目標を達成するには、FTTHの一層の普及が求められます。この実現には、FTTHにおける競争を更に促進してブロードバンドに対する新たな需要を喚起する必要があります。FTTH普及のためには、NTT東・西のドライカップ開放ルールと同様に設備開放を徹底し、多くの事業者がサービス提供可能な競争環境を整備することが必要です。</p> <p>現在FTTHサービスにおけるNTT東・西のシェア合計は、全体では69.0%、戸建て+ビジネス向けでは78.1%と、いずれも上昇傾向にあります。一方、競争が進展しているDSLサービスにおけるNTT</p>	

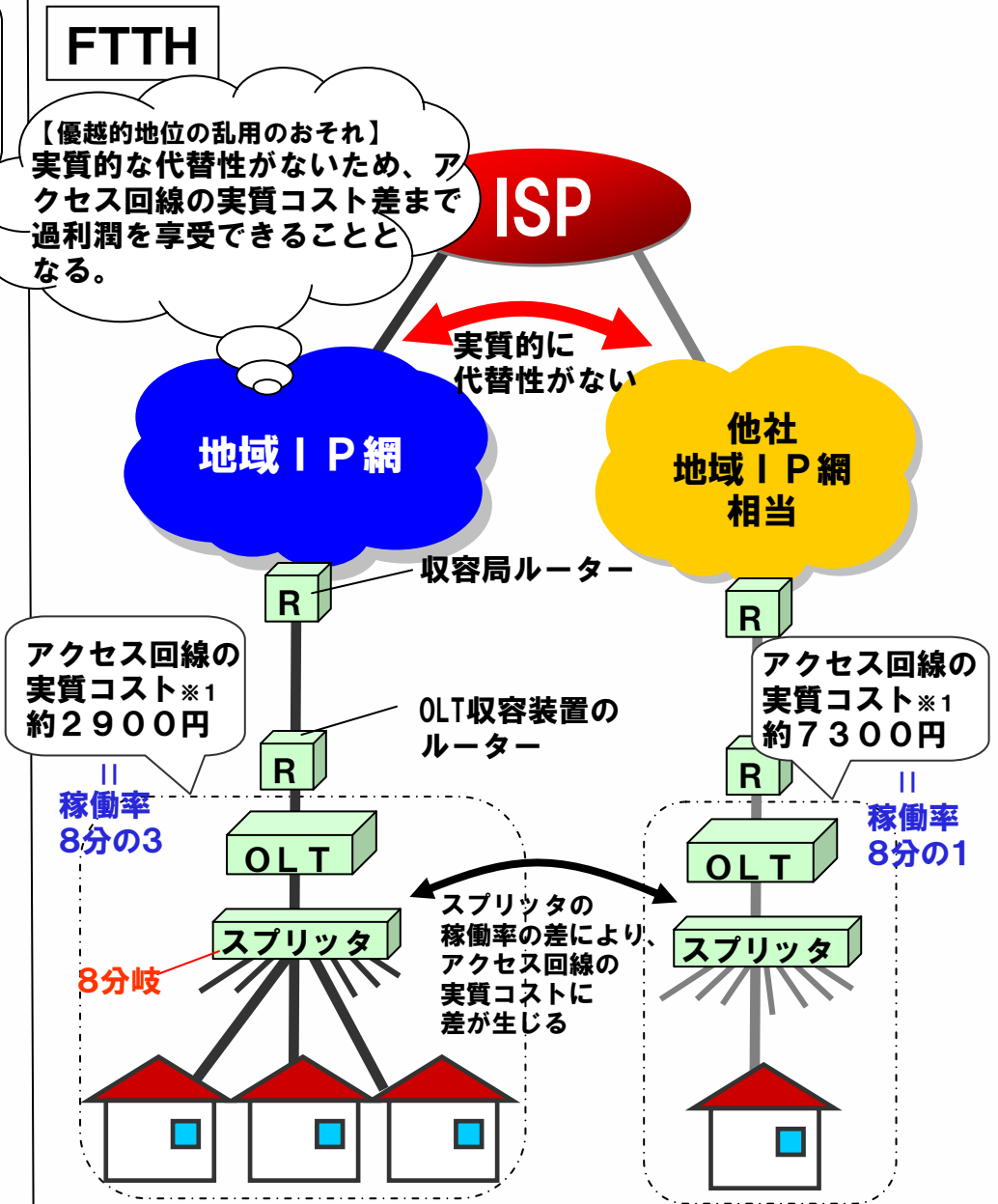
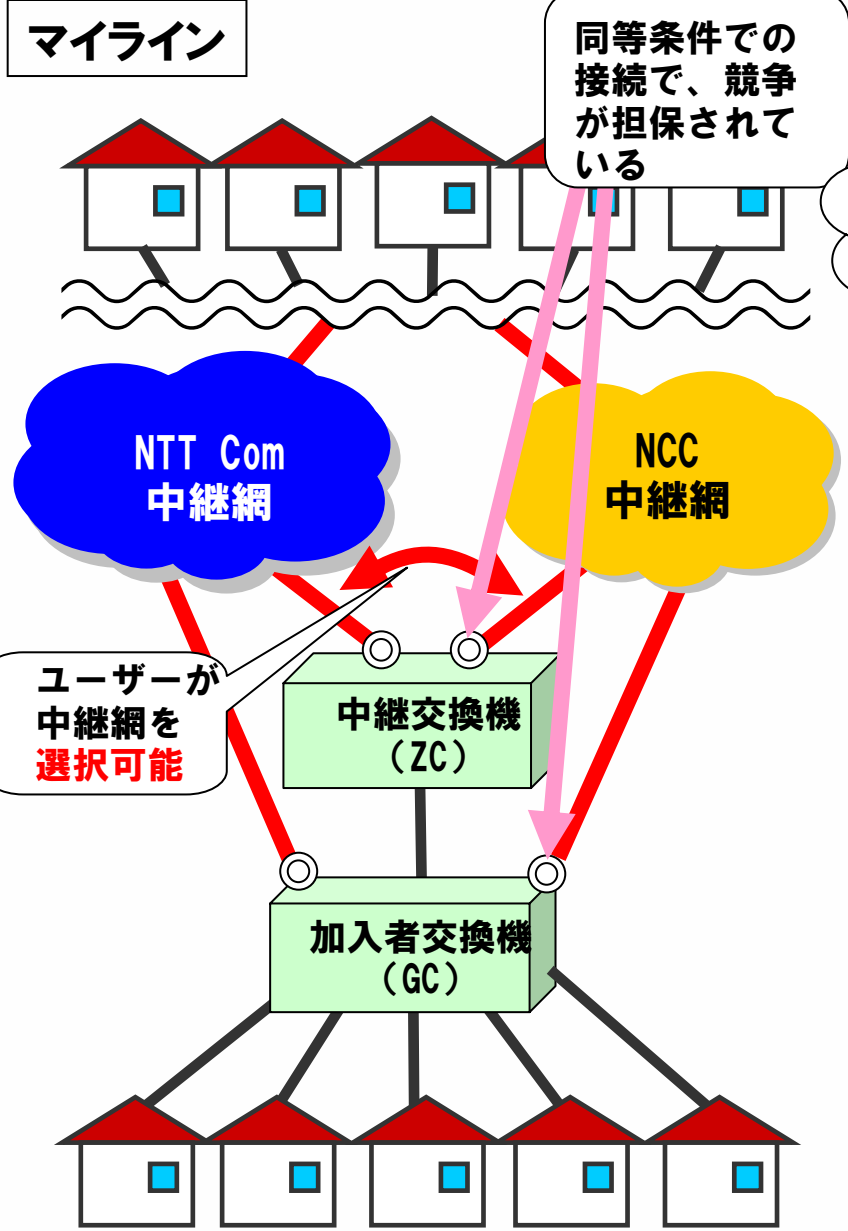
意見提出者	該当部分	再意見
	<p>東・西のシェア合計は38.0%であり、かつ下降傾向にあります。このことから、FTTHサービスにおける競争は有効に進展しておらず、NTT東・西による独占的市場支配力が強化される傾向は益々強まっていると言えます。(2006年度第4四半期(3月末)のシェアデータ: 2007年6月18日総務省報道発表資料より)</p> <p>FTTHサービスにおいて有効な競争が成立しにくい原因は、NTT東・西の光ファイバ接続料の設定方法にあります。現在の32分岐単位での接続料設定では、設備稼働率の観点から同一エリアに複数の事業者が参入した場合には収益確保が困難であり、その傾向は現にNTT東・西のみがFTTHサービスを提供している需要が低いエリアにおいて顕著です。NTT東・西は、公社独占時代の加入電話顧客を継承しており、FTTHサービスへ移行するお客様を潜在的に確保できている状況にある一方、競争事業者は、事業者変更に伴うスイッチングコスト(手続き面や心理面等)の存在により、営業面でNTT東・西より不利な状況にあります。NTT東・西は、こうした営業面の優位性により、同じ設備利用形態であっても収容効率を上げることが競争事業者よりも容易です。NTT東・西は、1分岐単位(契約者単位)の接続料設定に応じないことにより、競争事業者が参入しにくい状態を維持して公正競争を阻害していると考えられます。設備稼働率の問題を改善し、競争を促進するためには、1分岐単位の接続料設定が必須です。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>実際にエンドユーザを収容しているアクセス網を、競争事業者がNTT東・西と十分に競争可能かつ公平な条件で利用できなければ、NGNで提供されるサービスが、加入電話のようにNTT東・西に再び独占されることとなります。ブロードバンド普及のためには、1分岐単位の接続料を設定することにより、サービス競争を機能させ、需要喚起を図ることが必要です。</p>	
KDDI、イー・アクセス	(日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証に関する記述全般)	<p>【NTT等に係る公正競争要件の強化について】</p> <p>NTT等に係る公正競争要件の検証に関し、KDDI 殿、イー・アクセス殿が意見書にて指摘する問題点については、全て当社も同様の認識です。総務省におかれては、これらの問題点について今回のセーフガード制度の枠組みの中で徹底的な検証を行い、実態を明らかにした上で、公正競争確保のために必要な実効性のある措置を講じて頂きたいと考えます。</p>

以上

現行指定の範囲の継続 ～NTT東西の地域IP網について～

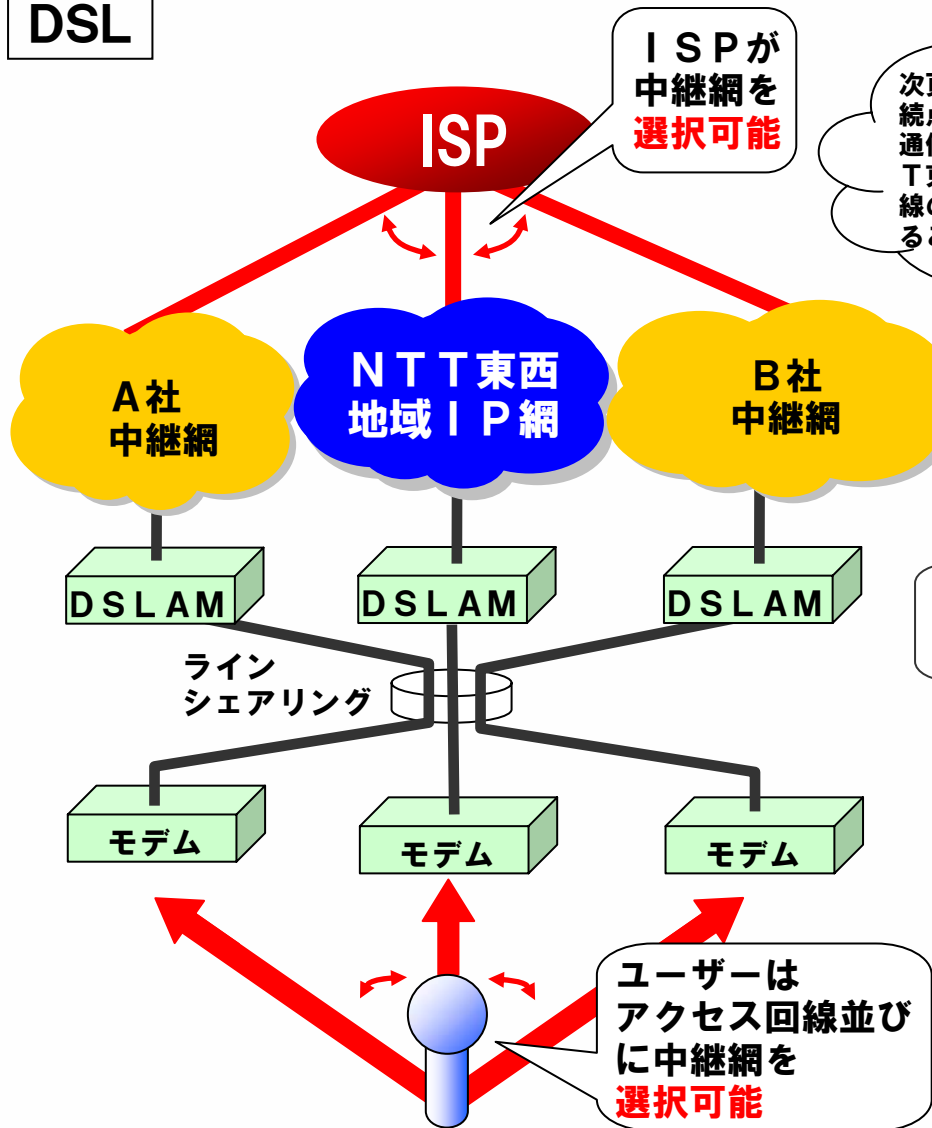
現状のFTTHとマイラインの比較



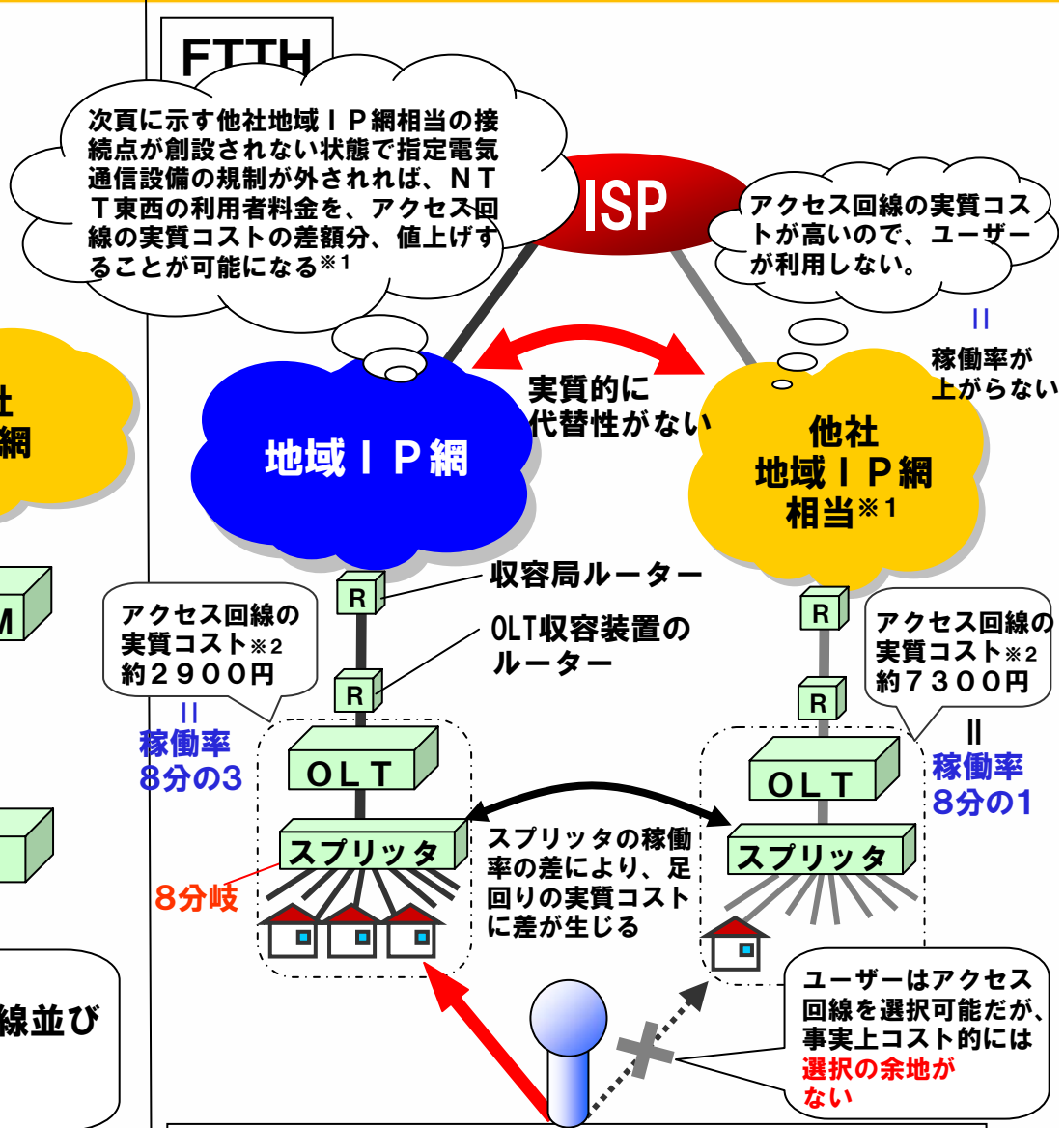
※1 平成17年4月1日から適用の接続料金にもとづいて算出
詳細は6頁を参照

DSLとFTTHの現状

DSL

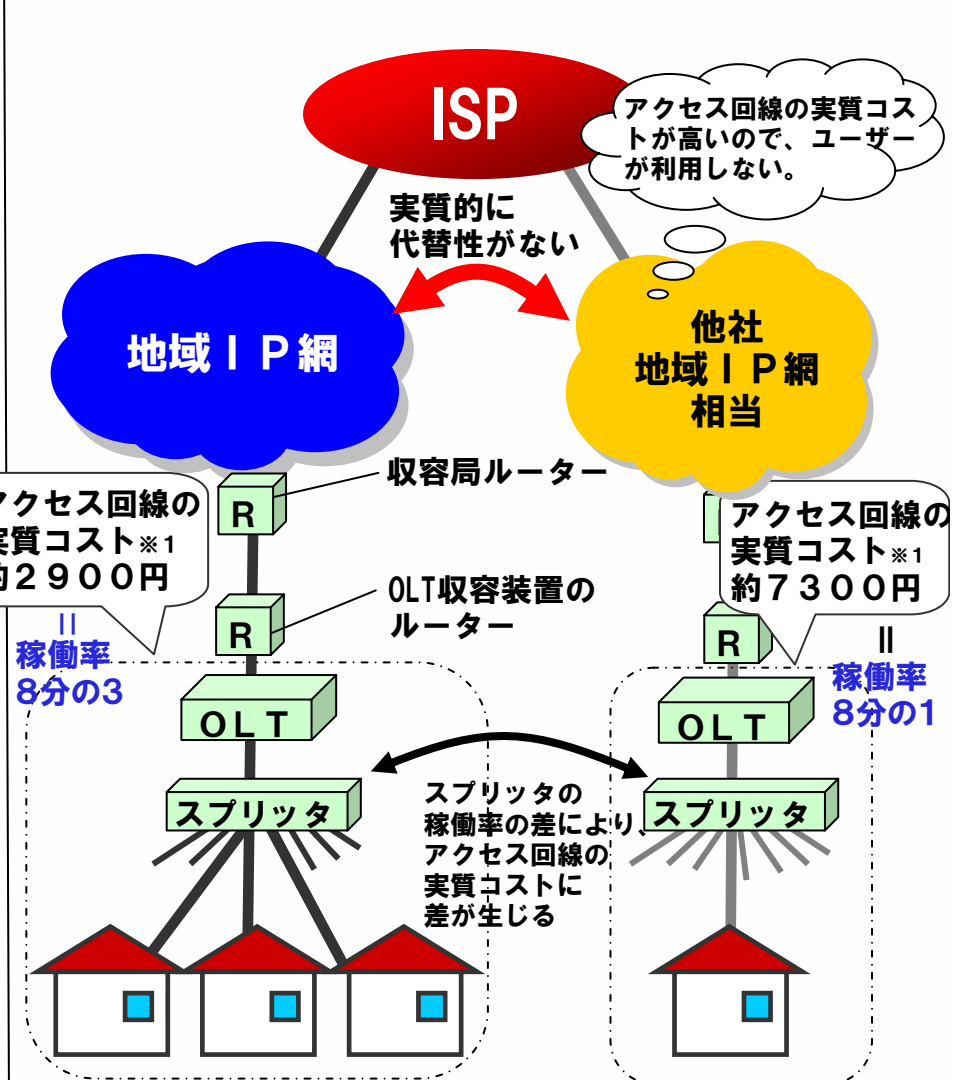
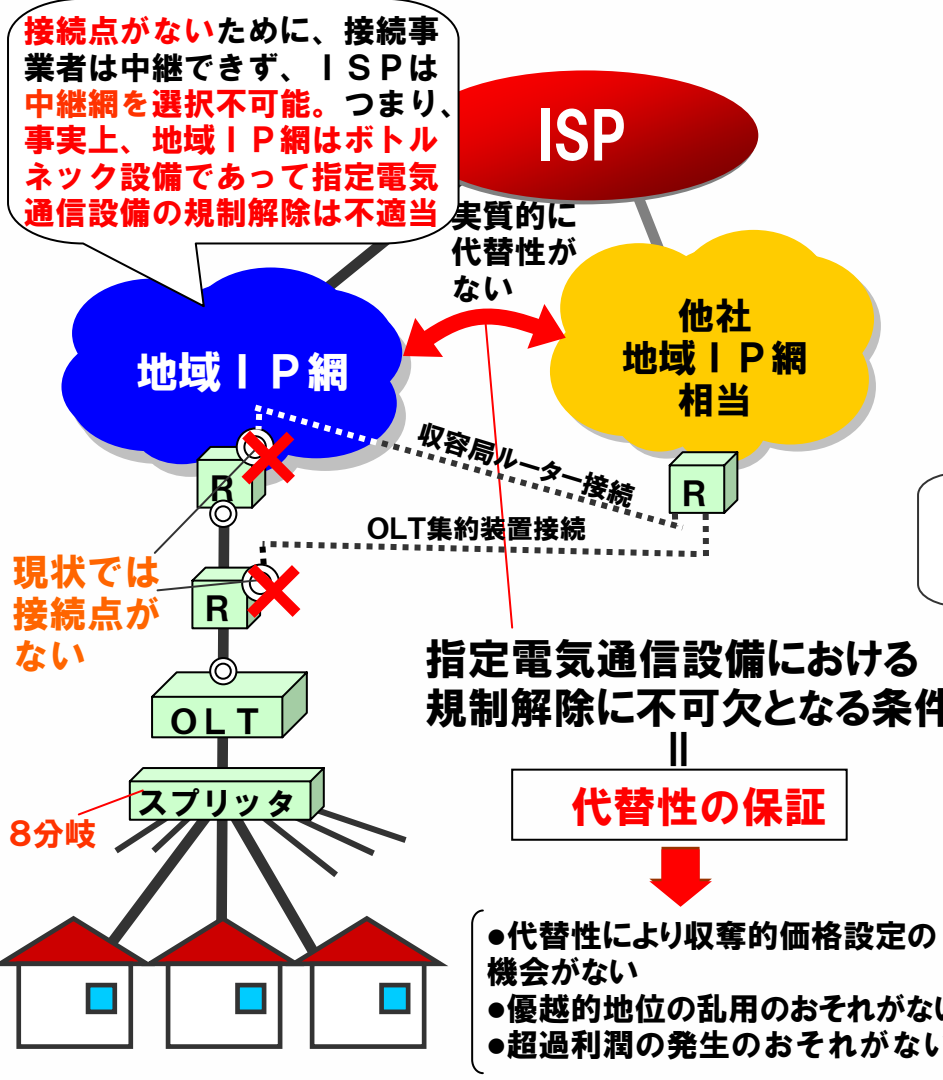


FTTH



※1 FTTHにおいて他社との競争が進展していないエリアにおける状況

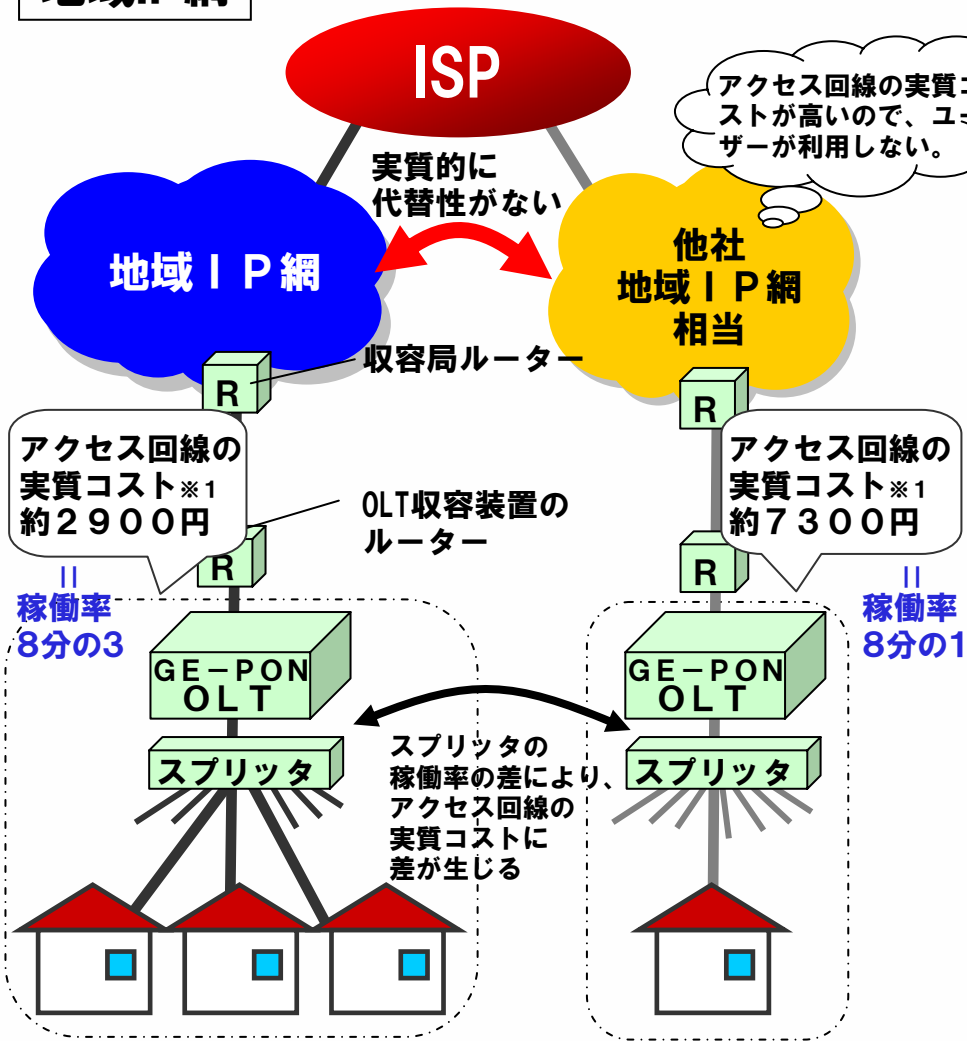
※2 平成17年4月1日から適用の接続料金にもとづいて算出
詳細は6頁を参照



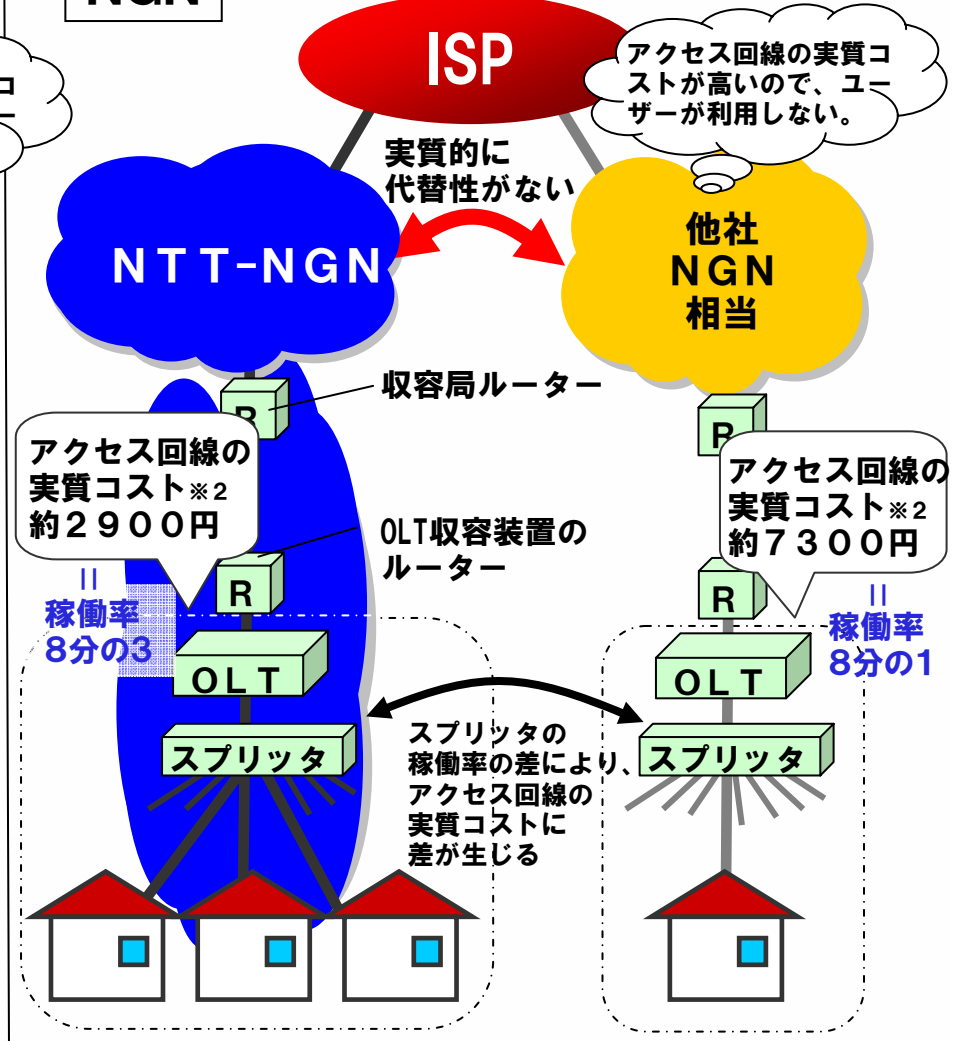
よって、地域IP網の指定電気通信設備の規制解除の条件：
 ①1分岐単位での接続、②ISPが中継網を選択できるような接続点の設定

※1 平成17年4月1日から適用の接続料金にもとづいて算出
 詳細は6頁を参照

地域IP網



NGN

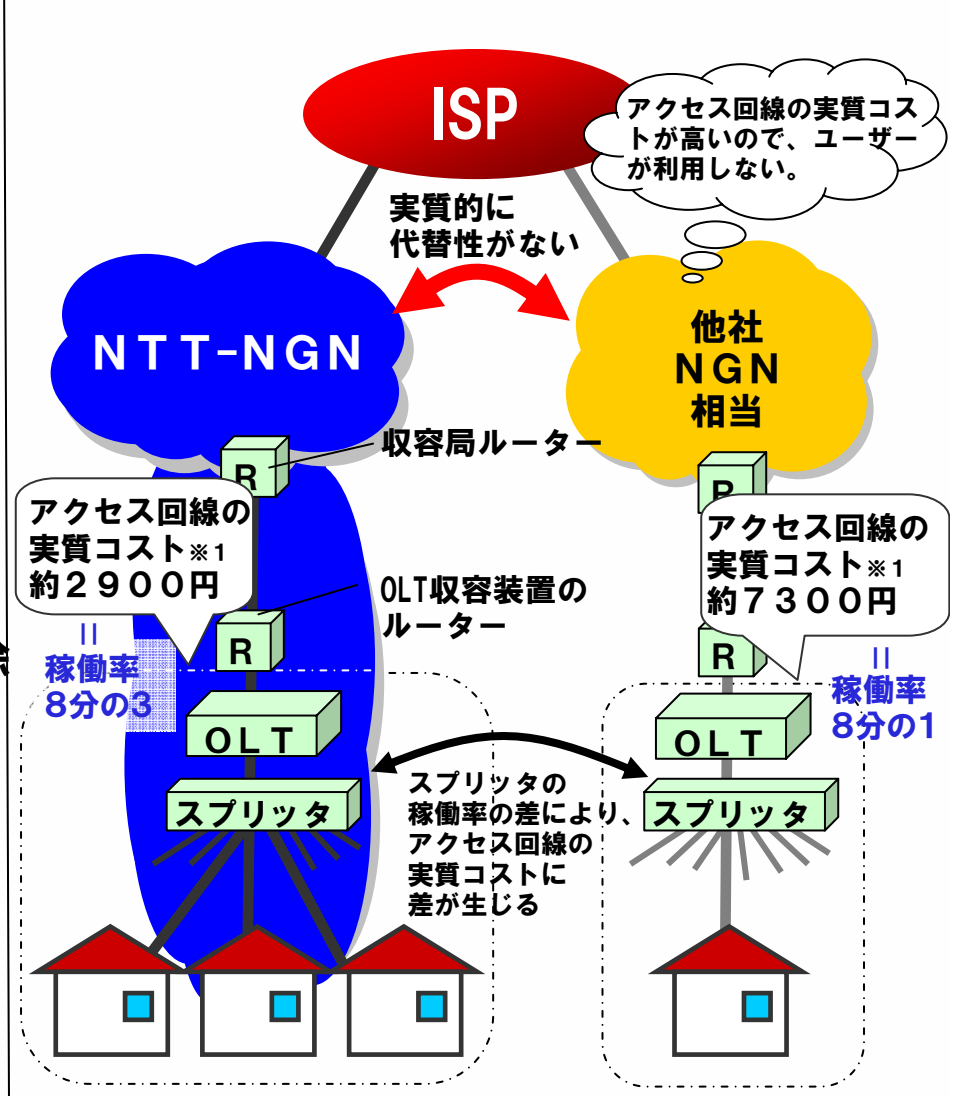
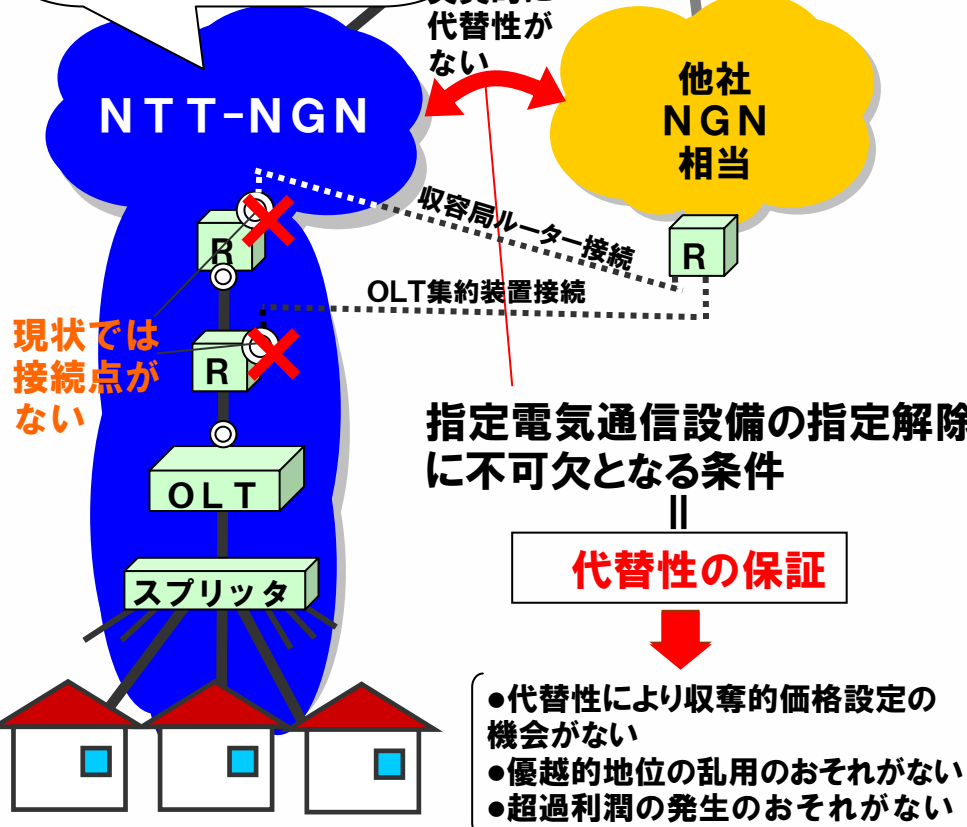


地域IP網とNGNは同等である

※1 平成17年4月1日から適用の接続料金にもとづいて算出
詳細は6頁を参照
※2 シェアドアクセス方式の接続料を参考とした一例

NGN 1スプリッタ分岐回線ごとの接続要望

接続点がないために、接続事業者は中継できず、ISPは中継網を選択不可能。つまり、事実上、NTT-NGNはボトルネック設備となり指定電気通信設備として指定すべき

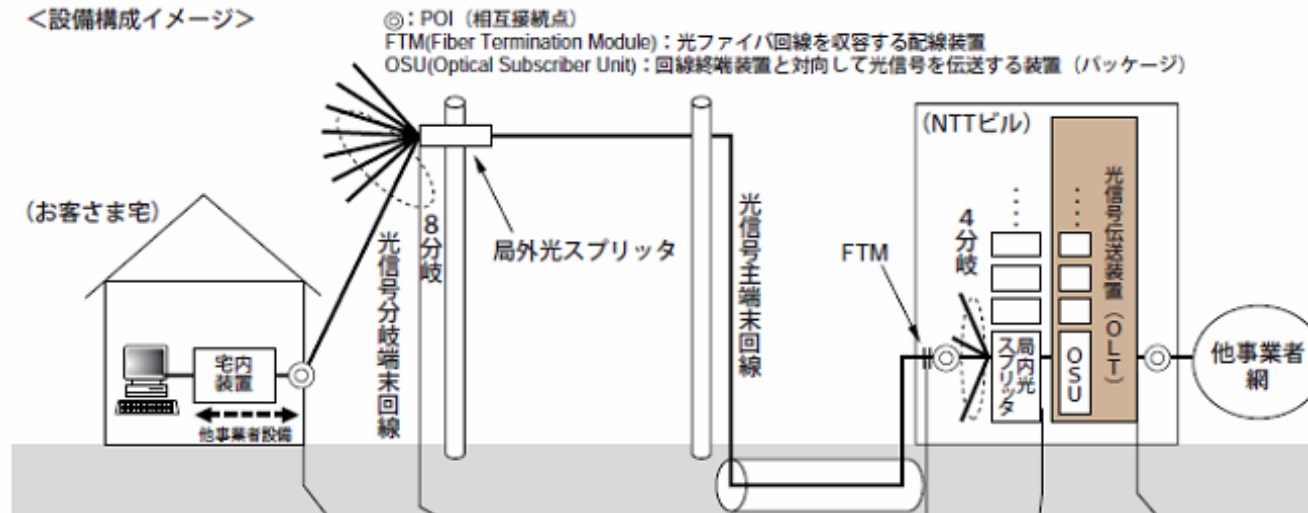


よって、NTT-NGNにおいても同じく以下の条件による整理が必要である。
 ①1分岐単位での接続、②ISPが中継網を選択できるような接続点の設定

※1 シェアドアクセス方式の接続料を参考とした一例

(7) シェアドアクセス方式を利用した加入者光ファイバ料金

<設備構成イメージ>



接続料金	655円	5,020円	2,316円	4,024円	1ユーザーあたりの アクセス回線の 実質コスト
最大共有数	1	8	32	32	
8人/ブロック	655円	628円	72円	126円	1,481円
7人/ブロック	655円	717円	83円	144円	1,599円
6人/ブロック	655円	837円	97円	168円	1,756円
5人/ブロック	655円	1,004円	116円	201円	1,976円
4人/ブロック	655円	1,255円	145円	252円	2,306円
3人/ブロック	655円	1,673円	193円	335円	2,857円
2人/ブロック	655円	2,510円	290円	503円	3,958円
1人/ブロック	655円	5,020円	579円	1,006円	7,260円

参考文献: http://www.ntt-east.co.jp/databook/2006/pdf/2006_09-07.pdf

(図はそのまま引用)

Bフレッツの設備構成

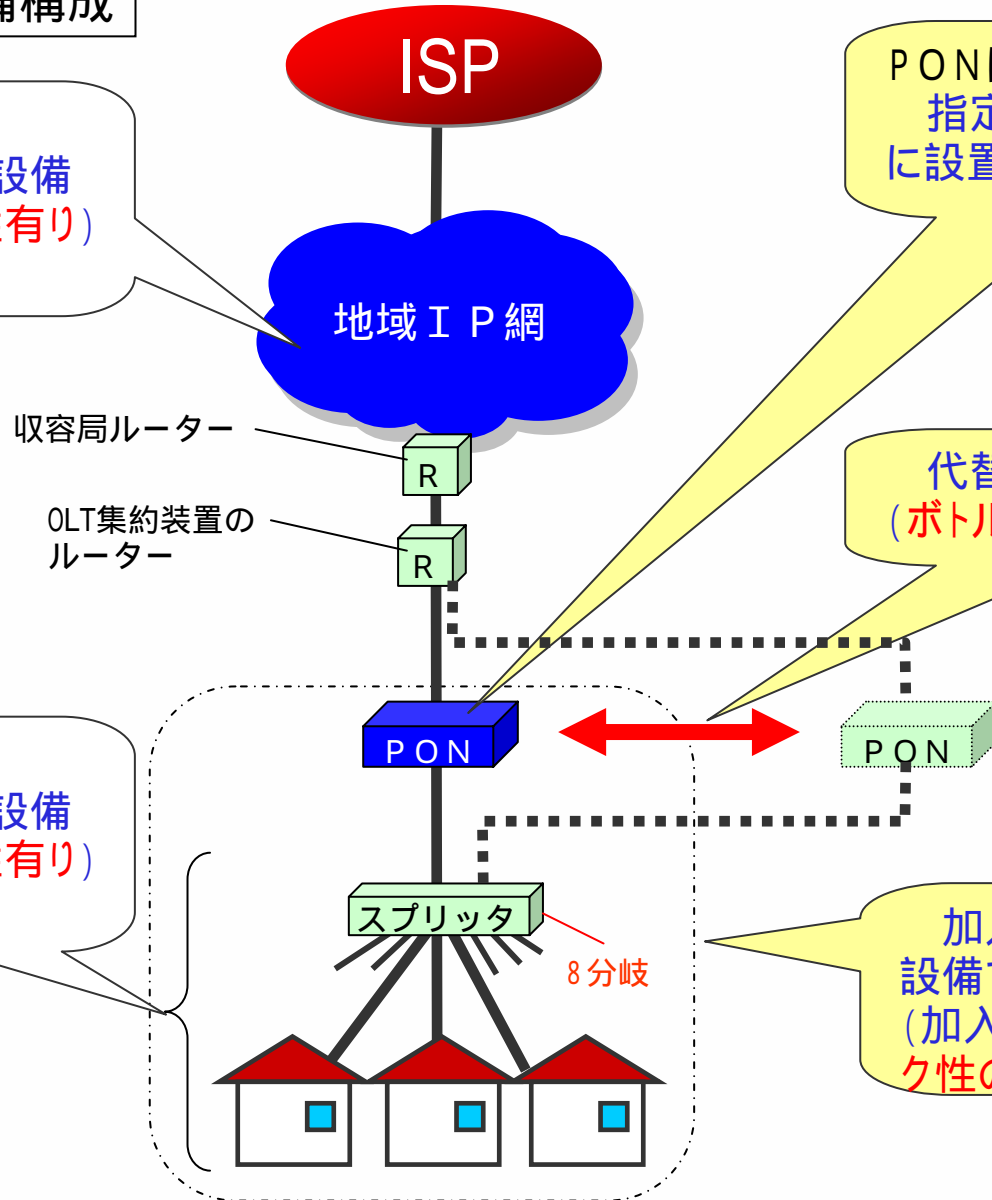
地域IP網は
指定電気通信設備
(ボトルネック性有り)

PONは
指定電気通信設備の間
に設置されている

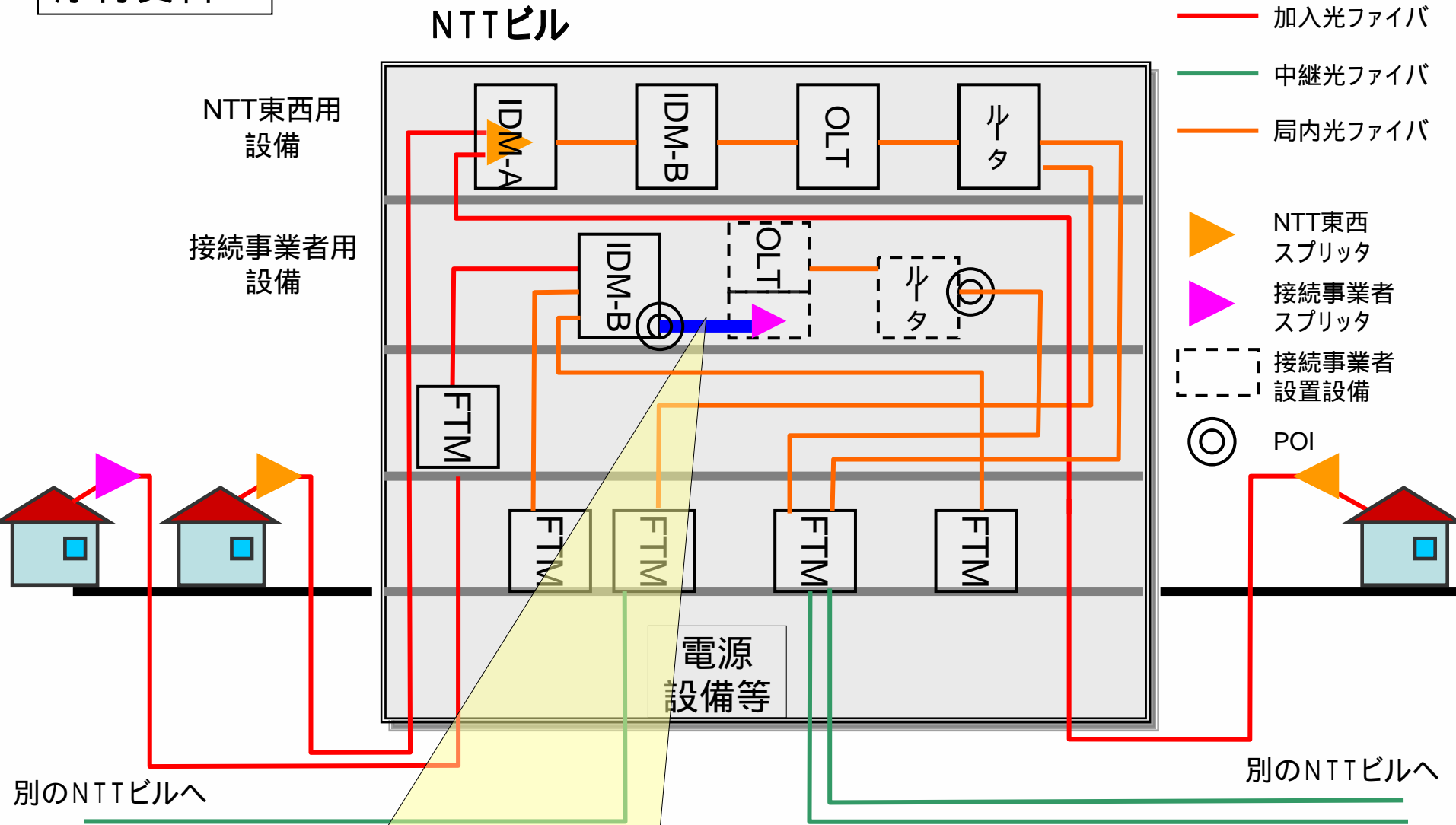
代替性が存在しない
(ボトルネック性有り)

加入者回線は
指定電気通信設備
(ボトルネック性有り)

加入者回線と一体的な
設備である
(加入者回線のボトルネック
性の影響を受ける)



NTTビル



NTT東西の意見にある「自前敷設が196千芯」のほとんどは、
 【接続事業者が設置したOLT、スプリッタ ~ IDM-B間】と想定される。
 この区間の実績のみをもって、加入者向けや中継網を構成するために様々な設備
 間を接続している局内光ファイバの指定を外すことは適当ではない。